

令和8年2月2日

## 政府調達に関する協定（WTO協定）の基準額の改正について

政府調達に関する協定を実施するための「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に関し、令和8・9年度に締結される調達契約についての同協定適用基準額が令和8年総務省告示第35号により告示されましたので、令和8年度及び令和9年度に締結する調達契約については、下記の基準額を適用することをお知らせします。

### 1 政府調達に関する協定の適用基準額

区分	令和8・9年度	令和6・7年度
物品等の調達契約	4, 000万円	3, 600万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	30億2, 000万円	27億2, 000万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	3億円	2億7, 000万円
特定役務のうち上記以外の調達契約	4, 000万円	3, 600万円

### 2 適用対象

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に締結される調達契約

### 3 その他注意事項

適用基準額は予定価格（税込）です。